

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第1号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 鳥羽市相差町鯨山地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 相差町鯨山の鼻 ア 1から79度30分 390メートルの点 イ 1から101度00分 1,320メートルの点 ウ 1から126度00分 1,430メートルの点 エ 1から131度00分 1,225メートルの点 オ 1から132度30分 820メートルの点 カ 1から130度00分 325メートルの点		相差	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第2号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市阿児町安乗地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町安乗灯台 ア 1から 91度30分 500メートルの点 イ 1から103度20分1, 320メートルの点 ウ 1から127度00分1, 350メートルの点 エ 1から129度00分1, 150メートルの点 オ 1から124度15分 480メートルの点		安乗	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第3号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市大王町波切老崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大王町波切港東防波堤灯台 ア 1から27度00分1,220メートルの点 イ 1から54度00分1,530メートルの点 ウ 1から70度00分1,260メートルの点 エ 1から64度30分1,080メートルの点 オ 1から30度00分1,080メートルの点	1 夜間標識（標灯及びレーダー反射板）を設置しなければならない。	波切	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第4号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町片田麦崎地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町片田麦崎石柱 ア 1から120度11分2, 260メートルの点 イ 1から137度00分2, 250メートルの点 ウ 1から139度30分2, 120メートルの点 エ 1から126度30分1, 100メートルの点 オ 1から108度30分1, 130メートルの点	1 夜間標識（標灯及びレーダー反射板）を設置しなければならない。	片田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第5号	定置漁業	雑魚 定置漁業	10月1日 から 翌年 7月31日 まで	漁場の位置 志摩市志摩町和具大島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具大島護岸中央部の石柱 ア 1から124度15分1,950メートルの点 イ 1から125度40分2,400メートルの点 ウ 1から119度50分2,920メートルの点 エ 1から120度40分3,170メートルの点 オ 1から139度10分3,100メートルの点 カ 1から140度10分2,750メートルの点 キ 1から129度00分1,950メートルの点	1 夜間標識（標灯及びレーダー反射板）を設置しなければならない。	和具	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第6号	定置漁業	雑魚 定置漁業	11月1日 から 翌年 6月30日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町大方竈地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町大方竈とびいし岩頂 ア 1から 71度00分 630メートルの点 イ 1から107度00分 900メートルの点 ウ 1から121度10分1,720メートルの点 エ 1から136度20分1,610メートルの点 オ 1から139度30分 800メートルの点 カ 1から 84度00分 440メートルの点		阿曾浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第7号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道行竈見江島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈見江島平の島石柱 ア 1から 39度00分325メートルの点 イ 1から 55度00分455メートルの点 ウ 1から100度00分395メートルの点 エ 1から108度30分235メートルの点		贄浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第8号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町道行竈見江島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈見江島小松輪の鼻 ア 1から 5度00分 75メートルの点 イ 1から241度00分165メートルの点 ウ 1から251度00分265メートルの点 エ 1から296度00分295メートルの点 オ 1から311度00分210メートルの点		奈屋浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第9号	定置漁業	いわし 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町神前浦定の鼻地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町神前浦定の鼻小浜島 ア 1から68度00分600メートルの点 イ 1から35度30分630メートルの点		神前浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第10号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻 ア 1から147度50分580メートルの点 イ 1から152度50分810メートルの点 ウ 1から182度50分825メートルの点 エ 1から189度00分590メートルの点 オ 1から226度00分180メートルの点		方座浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第11号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 度会郡大紀町錦高島地先 漁場区域 次の基点2、基点3、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大紀町錦高島東鼻の石柱 基点2 大紀町錦トラヤ島 基点3 大紀町錦横穴島前小島 ア 1から102度20分750メートルの点 イ 1から150度00分460メートルの点		錦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第12号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町長島大島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、基点2、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町長島大島附属立石頂上 基点2 紀北町長島大島附属こじま頂上 ア 1から 0度00分630メートルの点 イ 2から 29度00分720メートルの点 ウ 2から 41度00分530メートルの点		長島町	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第13号	定置漁業	いわし 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町三浦鈴島カケギリ地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町三浦鈴島カケギリの鼻 ア 1から136度51分465メートルの点 イ 1から145度25分569メートルの点 ウ 1から193度19分500メートルの点 エ 1から198度46分374メートルの点		三浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第15号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町島勝浦離倉地先 漁場区域 次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町島勝浦二又島平島岩頂の石柱 基点2 紀北町島勝浦二又島瀬崎島の島頂 ア 1から2度00分 980メートルの点 イ 1から41度00分1,030メートルの点 ウ 1から55度00分 680メートルの点		島勝	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第16号	定置漁業	いわし 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 北牟婁郡紀北町小山浦割亀島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 紀北町小山浦割亀島中央大石の中心 ア 1から338度30分340メートルの点 イ 1から 21度00分460メートルの点 ウ 1から106度00分420メートルの点 エ 1から125度00分330メートルの点		小山浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第17号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市南浦桃頭島地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南浦桃頭島附属松島岩頂 ア 1から 6度30分190メートルの点 イ 1から 13度00分290メートルの点 ウ 1から 62度30分360メートルの点 エ 1から 72度00分300メートルの点		尾鷲	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第18号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市南浦桃頭島地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南浦桃頭島柱掛岩頂 ア 1から148度00分290メートルの点 イ 1から161度00分360メートルの点 ウ 1から211度00分290メートルの点 エ 1から218度00分190メートルの点		尾鷲	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第19号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市大曾根浦地の株地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大曾根浦地の株平岩岩頂 ア 1から 5度00分450メートルの点 イ 1から 6度00分560メートルの点 ウ 1から 33度45分610メートルの点 エ 1から 39度00分520メートルの点		大曾根	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第20号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市行野浦元行野四方川地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 行野浦元行野網代船付石 ア 1から 18度30分175メートルの点 イ 1から 25度10分290メートルの点 ウ 1から 78度00分427メートルの点 エ 1から 94度00分355メートルの点 オ 1から134度00分 90メートルの点		行野浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第21号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市九鬼町東岬地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 九鬼町東岬長配岩頂の石柱 基点2 九鬼町東岬小名小鼻東端岩頂 ア 1から298度00分355メートルの点 イ 1から355度00分595メートルの点 ウ 1から 73度00分650メートルの点 エ 1から 89度00分510メートルの点		九鬼	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重定 第22号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市九鬼町東岬地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次 結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 九鬼町東岬ナメタ中央 ア 1から321度10分 30メートルの点 イ 1から 17度10分190メートルの点 ウ 1から 32度10分430メートルの点 エ 1から 82度10分538メートルの点 オ 1から102度40分392メートルの点		九鬼	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第23号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市九鬼町網代地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 九鬼町網代盃石 ア 1から312度00分110メートルの点 イ 1から331度45分200メートルの点 ウ 1から 35度00分250メートルの点 エ 1から 54度00分190メートルの点		九鬼	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重定 第24号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市早田町東山小ヒジカ崎地先 漁場区域 次の基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 早田町東山小ヒジカ崎岩頂の標柱 基点2 早田町東山小ヒジカ崎エボシ島頂上 ア 1から94度40分 900メートルの点 イ 1から127度00分1,163メートルの点 ウ 1から138度35分 953メートルの点		早田	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請 期 間	免 許 予定日
	漁業種類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の位置及び区域					
三重定 第25号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 尾鷲市梶賀町神須鷹石地先 漁場区域 次の基点3、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 梶賀町内側神須鼻平石の中央 基点2 梶賀町神須鷹石 基点3 梶賀町神須シノダハエ ア 2から 24度30分450メートルの点 イ 2から 42度30分800メートルの点 ウ 2から 96度30分850メートルの点 エ 1から116度00分300メートルの点		梶賀浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第26号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市甫母町中戸地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 甫母町中戸の鼻 ア 1から230度00分165メートルの点 イ 1から250度00分305メートルの点 ウ 1から300度00分330メートルの点 エ 1から320度00分205メートルの点 オ 1から 20度00分 55メートルの点		甫母須野	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第27号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市遊木町にわ地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 遊木町にわ小磯、同町かとお境界の小島 ア 1から185度00分235メートルの点 イ 1から220度00分395メートルの点 ウ 1から275度00分405メートルの点 エ 1から310度00分195メートルの点		遊木浦	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第28号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市磯崎町地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯崎町地先新ヤマトの基標 ア 1から104度00分 200メートルの点 イ 1から112度00分1,570メートルの点 ウ 1から142度00分1,680メートルの点 エ 1から180度00分 350メートルの点		磯崎	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第29号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市磯崎町タカシマ地先 漁場区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯崎町タカシマ岩上の石柱 ア 1から194度10分215メートルの点 イ 1から206度10分360メートルの点 ウ 1から251度10分370メートルの点 エ 1から263度10分215メートルの点		磯崎	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第30号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市有馬町中里地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町字中里海岸堤防上の標柱 ア 1から117度00分 710メートルの点 イ 1から126度50分1,800メートルの点 ウ 1から140度40分1,890メートルの点 エ 1から152度00分 940メートルの点 オ 1から149度00分 760メートルの点		木本	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第31号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市有馬町松原地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町松原市道釜の平線の南側の石柱 ア 1から 98度00分1,050メートルの点 イ 1から105度15分2,165メートルの点 ウ 1から106度00分2,770メートルの点 エ 1から119度40分2,840メートルの点 オ 1から123度20分2,210メートルの点 カ 1から131度00分1,510メートルの点 キ 1から129度00分1,110メートルの点		木本	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第32号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 熊野市有馬町松原地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町松原市道釜の平線の南側の石柱 ア 1から101度35分2,800メートルの点 イ 1から103度50分3,695メートルの点 ウ 1から121度00分3,755メートルの点 エ 1から124度30分2,880メートルの点		木本	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第33号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 南牟婁郡御浜町阿田和原切地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂 ア 1から 43度05分1,669メートルの点 イ 1から 54度26分1,943メートルの点 ウ 1から 74度00分2,200メートルの点 エ 1から101度00分2,000メートルの点 オ 1から 79度59分1,020メートルの点		阿田和	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日

公示番号	免許の内容となるべき事項等				制限又は条件	地元地区	存続期間	免許申請期間	免許予定日
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置及び区域					
三重定 第34号	定置漁業	雑魚 定置漁業	1月1日 から 12月31日 まで	漁場の位置 南牟婁郡御浜町阿田和原切地先 漁場区域 次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂 ア 1から 74度00分2,200メートルの点 イ 1から 87度00分4,330メートルの点 ウ 1から103度30分4,200メートルの点 エ 1から101度00分2,000メートルの点		阿田和	平成30年 9月1日 から 平成35年 8月31日 まで	平成30年 4月3日 から 平成30年 6月29日 まで	平成30年 9月1日